

# 議会だより

## 9月定例会一般質問(要約)



正員 吉 仲 議

### 質問 受動喫煙防止対策について

健康増進法の一部を改正する法律案の成立に伴い、本町においても望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進する施策が必要となる。そこで、次の件について、その所信を伺う。

### 質問① 受動喫煙防止の周知・啓発

町民や施設の利用者等に対し、受動喫煙による健康影響等の周知・啓発を行う。

### 回答① 町長

現在も行っており、今後も継続して行う。

これまでも保健所や健康づくり推進協議会の方々の協力を得て、「たばこの煙のない環境づくり」を推進するため、事業所や飲食店を訪問し、屋内禁煙や敷地内禁煙を進めてきた。その結果、現在、町

内では7箇所が「たばこの煙のない施設」として登録されている。今後も引き続き保健所などと連携して、町民に対しては、広報誌やポスター等の活用、また事業所に対しては事業主セミナーや事業所訪問により啓発活動を行っていく。

### 質問② 公共施設における受動喫煙防止対策

不特定多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して一定の場所以外の場所における喫煙を禁止することとなる。公共施設のうち受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた喫煙専用室を設置すること等について伺う。

### 回答② 町長

今後出される政省令に従い対応していく。

公共施設における受動喫煙防止対策は、施設の類型・場所ごとに対策をとることとされている。具体的には学校・病院・児童福祉施設、行政機関等については「敷地内禁煙」、事務所や飲食店など多くの人が使う施設は原則として「屋内禁煙」となり、法律で定められたルールに従って対応していくこととなる。公共施設が※第一種施設か※第二種施設かにより対応が異

なってくるので、今後出される政省令に従い対応していくこととする。また、喫煙場所の特定を行った場合には、受動喫煙防止の周知コーナーとして活用していきたい。 ※健康増進法改正に基づく施設区分として 第一種施設は、小中学校、高等学校、病院(一定の例外を設ける)、児童福祉施設等。 第二種施設は、大学、老人福祉施設、体育館、官公庁施設等。

### 質問③ 屋外への喫煙場所の設置

敷地内禁煙となる施設においては、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に喫煙場所を設置することができるとある。そこで、西ノ島町中学校、別府港旅客船発着場及び役場新庁舎の建設位置となる総合公園に、屋外の分煙室や簡易喫煙室の設置することについて見解を尋ねる。

### 回答③ 町長

「西ノ島中学校」・・・

特定屋外喫煙場所の設置は考えていない

「別府港フェリーターミナル」・・・

今後は島根県と協議し対応する

「役場新庁舎」・・・

設置基準に依りて検討する

西ノ島小中学校について、学校は教育施設であり子どもたちへの健康を考慮し、受

動喫煙防止の意味からも「特定屋外喫煙場所」を設置することは、今のところ考えていない。

別府港旅客船発着場については、現在屋外の5ヶ所で喫煙可能となっているが、島根県の管轄部分もあるので、今後、県と対応を協議していく。

役場新庁舎については、来庁者等喫煙者のための対策を講じる必要性は感じているが、現時点では、「特定屋外喫煙場所」における詳細な設置基準が示されていないので、今後、詳細が明らかになった段階で検討する。



実員 谷 竹 議

### 質問 町長の進退について

升谷町政も2期目の最終の年になった。振り返ってみれば、小中一体校やコミュニティ図書館などの大型事業を始めとして、産業の振興や福祉・医療の充実、子供を産み育てる環境の整備に努め、「子育て支援策」は県下でも最先端を行くものと自負している。

現在は長年の懸念であった新庁舎建設に向けて取組んでいる。このような状況の中で町長は進退について、どの様に考えているか尋ねる。

回答 町長

現在、熟慮中であり、今少し時間をいただきたい

私は、公平と誠実を信条とし、公約である「夢と笑顔のあふれるまちづくり」を推進するため「地域産業の活性化」、「保健・医療・福祉の充実」、「光ファイバー網の整備」、「計画的な財政運営」の4点を最重要課題として、また、教育の充実にも誠心誠意取り組んできた。

平成27年度には「西ノ島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な人口減少対策にも取り組んできた。また、社会資本施設の整備をはじめ多くの事に取り組ませていただいた。これも議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力の賜物と心から感謝を申し上げる次第である。これまでの取り組みについては、それぞれの分野で一定の成果がでてきているものと思っているが、まだまだ多くの課題が山積している。

こうした中で、現在、進退については、熟慮中であるので、今少し時間をいただきたい。



東 議員

質問 町独自の防災訓練について

「天災は忘れた頃にやってくる」といわれている。災害の多いこの日本で、その訓練を行うことにより、災害を最小限に抑えるためにも、町としての「防災訓練」を行ってみてはどうかと考え、次の3点の案について伺う。

- ①町全体で「防災訓練」を行う。
  - ②地区ごとに「防災訓練」を行う。
  - ③各地区をグループ分けして「防災訓練」を行う。(浦郷地区、美田地区、黒木地区)
- 災害も地震、津波、台風災害等が考えられるが、何点かにしぼって行っていく。行政としては、関連団体との連携などが考えられるであろうが「実際に住民が避難する」という点に焦点をあて、その旗振り役(きっかけづくり)を行ってほしい。最終的には、地区ごとに住民が適切な避難行動ができるようにしてもらいたい。いかがか。

回答 町長

地区ごとの自主防災組織の立ち上げを推

進し、活動促進を働きかけていく

本町においては、平成19年8月の豪雨災害以降、ハード整備の充実もあり、大きな災害は発生していないが、災害はいつ何時起こるか分からない。そうした状況に備えなければならぬ。

災害の発生時は、大きな被害になればなるほど、個々に対して行政が迅速に対応する事が出来なくなる恐れがあるため、普段から「自らの身の安全は自ら守る」という意識を高めてもらい、地域での見守り、支え合い、助け合う意識の醸成を図る事が重要だと考えている。こうしたことから、今年度より地域ぐるみの防災体制の確立を目指し、地区ごとに自主防災組織の立ち上げを推進し、自主防災の活動促進を働き掛けて行くこととしている。

今回、3つのパターンで「実際に住民が避難する」という防災訓練についてだが、危険を予測し実際に避難行動を起こすことは、身の安全を守る上で、最も重要なことである。

本町では、これまでも津波を想定した避難訓練は、命を守る行動として非常に有効であるため、力を入れてきたところであり、平成25年以降、4地区で実施してきた経過がある。

防災訓練には、避難場所まで避難する訓練もあれば、情報伝達や安否確認の訓練、要援護者避難の支援訓練、防災資材

の取り扱い訓練等、様々な訓練があるが、平常時に取り組める事や災害発生時にしなければならぬ事など、地域の実情を踏まえた上で、当該地区にとって有効となる取り組みの整理をし、自主防災の組織づくりを進めて行きたいと考えている。質問にある様々なパターンの訓練も、こうした自主防災活動の一環として取り組んでいく。

《町議会9月定例会の概要》

9月19日(水)

・本会議

町長諸般の報告並びに提案理由説明

議長諸般の報告

一般質問(3名)

議案上程(議案18件(報告1案件、決算7案件、条例等1案件、補正

予算7案件、契約2案件)

議案(決算等18案件)に対する質疑

・委員会審査(決算等18案件)

9月20日(木)

・委員会審査(決算等18案件)

9月21日(金)

・委員会審査(決算等18案件)

・本会議

両常任委員会審査報告

他の委員会に対する質疑及び討論、表決

(議案18案件は全て原案どおり認定及び可決)

閉会中の継続調査の申出(了承)、議員派遣の件(了承)